○財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第一号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　柴山　昌彦
厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　吉川　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　原田　義昭
防衛大臣　岩屋　毅

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則（平成十三年内閣府・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第一から様式第六までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、工場立地法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　吉川　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

工場立地法施行規則の一部を改正する省令

工場立地法施行規則（昭和四十九年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第一号）の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第四までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

○財務省、経済産業省令第二号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、経済産業省・財務省関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　世耕　弘成
経済産業省・財務省関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する省令

経済産業省・財務省関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年財務省・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

別紙様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

○国土交通省令第三号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）及び特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）を実施するため、財政投融資特別会計特定国有財産整備勘定事務取扱規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　石井　啓一

財政投融資特別会計特定国有財産整備勘定事務取扱規則の一部を改正する省令

財政投融資特別会計特定国有財産整備勘定事務取扱規則（昭和四十四年運輸省令第一号）の一部を建設省

次のように改正する。

別紙第一号書式から別紙第五号書式までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

○文部科学省経済産業省令第二号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

文部科学大臣　柴山　昌彦
経済産業大臣　世耕　弘成

特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令

特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令（平成二十六年文部科学省経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第二中「平成」を「令和」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第三中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第四及び様式第五中「平成」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第六中「平成」を「令和」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第七中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第八及び様式第九中「平成」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第十中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第十一中、「平成　年度」を「令和　年度」に、「平成　年　月　日」を「　年　月　日」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式別表1から同様式別表5までの規定中「平成　年度」を「令和　年度」に改める。

附　則

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。